

平成28年度第12回八頭町農業委員会 議事録

1. 招集年月日 平成29年3月10日(金) 午後1時30分

2. 招集の場所 船岡地区公民館 大集会室

3. 出席委員

会長	23番	藪田 幸雄		
会長職務代理者	24番	田中喜一郎	25番	田中 洋司
委員	1番	竹内 明子	2番	岡田 孝明
	3番	多内 茂	4番	横山 和男
	5番	岡本 達眞	6番	勝原貴美恵
	7番	宮本彰太郎	8番	東口 守夫
	11番	橋本金次郎	12番	木下祐一郎
	13番	山崎 儀章	14番	岩見 正明
	15番	古井 淳二	16番	田中 正則
	18番	谷口與理幸	19番	木原君太郎
	20番	有岡 正裕	21番	安藤 博子
	22番	澤田 俊雄		

4. 欠席委員 なし

5. 議事日程

- | | | | |
|----|------------|---|-----------|
| 第1 | 議事録署名委員の指名 | 8番 東口 守夫 | 11番 橋本金次郎 |
| 第2 | 報告事項 | 農地法第3条の3第1項の届出書について
農地法第18条第6項の規定による通知書について
公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について | |
| 第3 | 議案第1号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議の件 | |
| 第4 | 議案第2号 | 農用地利用集積計画案の決定について | |
| 第5 | 議案第3号 | 農用地利用配分計画案について | |
| 第6 | 議案第4号 | 平成29年度農作業標準賃金の決定について | |
| 第7 | その他 | | |

農業委員会事務局職員

事務局長 山下真一 副主幹 蓮佛知香

6. 会議の概要

事務局

本日の欠席者はありません。
全員出席です。平成 28 年度第 12 回八頭町農業委員会を始めます。

議長（会長）

（あいさつ）
日程第 1、議事録署名委員ですが、予め議席順と決まっていますので、8 番東口守夫委員 11 番橋本金次郎委員にお願いします。
次に日程第 2、報告事項ですが私からはありません。
委員さん方で報告がありましたらお受けしたいと思います。

委員一同

（報告なし）

議長（会長）

無いようでしたら事務局でお願いします。

事務局

報告を 3 件させていただきます。資料をご覧ください。
報告 1 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書について。相続についての届出です。
今月は 7 件です。記載事項がもれなく記載されており問題ないということで受理しました。
報告 2 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知を受理しましたので報告いたします。農地の貸借の合意解約です。今月は 15 件です。双方合意による解約のため問題なしということで受理しました。
報告 3 公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について。1 件の該当事業がありました。県との協議が出来ており、八頭県土整備事務所担当課長の証明がありましたので、問題なしということで受理しました。

議長（会長）

この件につきまして質問意見はありますか。

委員一同

（質疑なし）

議長（会長）

続きまして、日程第 3 議案第 1 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請につきまして審議を行います。
議案第 1 号 受付番号 18-1 について事務局より説明をお願いします。

事務局

受付番号 18-1 について説明をします。
議案第 1 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請審議の件。農地法及び同法施行令の規定により、許可申請書を鳥取県知事へ進達することについて意見を求めるものです。

土地の所在地 見槻中地内1筆 台帳地目 田 現況地目 田 面積 652 m²の内 600 m²。

露天資材置場を転用目的とした所有権移転売買です。

場所は、議案書 2～4 ページに図面を付けています。土地利用計画図は 5 ページに付けております。

理由につきましては、隣接する会社の規模拡大により敷地が手狭になったため、拡張し資材置場、重機の駐車場として利用したいとのことです。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。まず立地基準の農地区分と許可根拠についてですが、農地区分は、10ha 以上の一団の農地の区域内にある農地、第 1 種農地に該当します。許可根拠は既存施設の拡張です。既存施設拡張の場合、拡張部分の敷地面積が既存敷地面積の 1/2 を超えないものに限られますので、既存面積は 1,202 m²でありこの面積の 1/2 を超えない 600 m²の転用面積となっています。

資力及び信用についてですが、資力は銀行の残高証明により確認しました。また、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく適当と考えます。

事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれます。規模の妥当性については、土地利用計画図から必要最小限の面積であり妥当と考えられます。

周辺農地への影響ですが、東側は県道、西側は水路、南側は譲受人の会社、北側は畑ですが、盛土をし擁壁を設けて土砂流出を防ぎますし、雨水は自然流下、汚水排水は発生しませんので、影響はないと考えます。

また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。

以上で説明を終わります。

議長（会長）

この件につきましては、25 番田中洋司委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。

田中洋委員

3 月 2 日に譲受人に確認をしました。2 年ほど前から両方で話をされていたようで、双方とも了解済みです。申請地の上手は若干水はけの悪い所があり、その事も含めて譲渡されるとのことです。譲受人の会社は隣接しており、事業拡張ということでした。問題ないと考えます。

議長（会長）

この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同	(質疑なし)
議長 (会長)	意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議長 (会長)	異議なしということで、受付番号 18-1 について申請どおり決定いたします。続きまして受付番号 19-2 について事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>受付番号 19-2 について説明をします。</p> <p>土地の所在地 日下部地内2筆 台帳地目 畑 現況地目 畑 面積 263 m²、23 m² 合計 286 m²</p> <p>一般住宅を転用目的とした所有権移転贈与及び売買です。</p> <p>場所は、議案書 2, 6, 7 ページに図面を付けています。土地利用計画図は 8 ページに付けております。</p> <p>理由につきましては、現在、両親と同居しているが、独立し隣接地に新居を建築したいとのことことです。</p> <p>本議案について、審査基準のすべての項目ごとに申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。</p> <p>まず立地基準の農地区分と許可根拠についてですが、農地区分は、駅等から 300m 以内の農地、第 3 種農地に該当します。許可根拠は原則許可です。</p> <p>資力及び信用についてですが、資力は金融機関の融資証明により確認しました。また、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、適当と考えます。</p> <p>事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれます。規模の妥当性については、土地利用計画図から必要最小限の面積であり妥当と考えられます。</p> <p>周辺農地への影響ですが、東側、北側は申請者の父親所有の農地、西側、南側は町道です。盛土をし擁壁を設置しますし、雨水は既設水路に放流、汚水排水は公共下水に接続しますので周辺農地への影響はないと考えます。隣接農地からは約 9m 離れて建築しますし、住宅の高さも約 8m であり、日照通風の影響はないと考えます。耕作者の同意も得られています。</p> <p>また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

議長（会長） この件につきましては、19 番木原君太郎委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。

木原委員 3月2日に譲渡人に面会しました。息子世帯の住宅を建築されたいということです。現在の住宅のすぐ裏手の農地になります。両者協議もできており、周辺農地への影響はないと思いますので、問題ないと考えます。

議長（会長） この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同 （質疑なし）

議長（会長） 意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同 （異議なし）

議長（会長） 異議なしということで、受付番号 19-2 について申請どおり決定いたします。以上で議案第 1 号 農地法第 5 条 第 1 項の規定による許可申請審議を終わります。

続きまして、日程第 4 議案第 2 号 農用地利用集積計画案の決定について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 2 号 農用地利用集積計画案の決定について説明します。八頭町長から平成 29 年 2 月 27 日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められています。

議案書の 9 ページから 39 ページをご覧ください。

今月は通常の利用権設定が新規 33 件、更新 53 件 合計 86 件です。面積は田 132,845 m²、畑 204,252.7 m² 合計 337,097.7 m²です。中間管理事業分としては新規 20 件、更新 54 件 合計 74 件です。面積は田 267,312.39、畑 8,927 m²合計 276,239.39 m²です。

すべて町の基本構想に適合する等農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしています。

議長（会長） 通常の利用権設定 受付番号 230-1 から 233-4 について審議を行います。本案件は関係する委員がおられますので、八頭町農業委員会会議規則第 10 条の規定により関係委員は一時退席をお願いします。

（関係委員退席）

- 議長（会長） それでは受付番号 230-1 から 233-4 について審議を行います。事前調査を行い、報告が必要な方はお願いいたします。
- 委員一同 （報告なし）
- 議長（会長） 質問・意見はありませんか。
- 委員一同 （質疑なし）
- 議長（会長） 無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。
- 委員一同 （異議なし）
- 議長（会長） 異議なしということで、受付番号 230-1 から 233-4 について申請どおり決定します。関係委員は入室してください。
- （関係委員入室）
- 議長（会長） 続きまして、受付番号 234-5 から 288-59 について審議を行います。事前調査を行い、報告が必要な方はお願いいたします。
- 委員一同 （報告なし）
- 議長（会長） 質問・意見はありませんか。
- 委員一同 （質疑なし）
- 議長（会長） 無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。
- 委員一同 （異議なし）
- 議長（会長） 異議なしということで受付番号 234-5 から 288-59 について申請どおり決定します。
- 続きまして、受付番号 289-60、290-61 についてですが、本案件は関係する委員がおられますので、八頭町農業委員会会議規則第 10 条の規定により関係委員は一時退席をお願いします。
- （関係委員退席）

議長（会長）	それでは受付番号 289-60、290-61 について審議を行います。事前調査を行い、報告が必要な方はお願いいたします。
委員一同	（報告なし）
議長（会長）	質問・意見はありませんか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	（異議なし）
議長（会長）	異議なしということで、受付番号 289-60、290-61 について申請どおり決定します。関係委員は入室してください。
	（関係委員入室）
議長（会長）	続きまして、受付番号 291-62 から 315-86、農地中間管理事業分 91-1 から 164-74 について審議を行います。事前調査を行い、報告が必要な方はお願いいたします。
委員一同	（報告なし）
議長（会長）	質問・意見はありませんか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	（異議なし）
議長（会長）	異議なしということで、受付番号 291-62 から 315-86、農地中間管理事業分 91-1 から 164-74 について申請どおり決定します。 以上で議案第 2 号 農用地利用集積計画の決定についての審議を終了いたします。 続きまして、日程第 5 議案第 3 号 農用地利用配分計画案について説明をお願いします。
事務局	議案第 3 号農用地利用配分計画案について説明します。

八頭町長より平成 29 年 2 月 27 日付けで農用地利用配分計画案について意見を求められているものです。

整理番号 103-1 から 177-75 について説明します。

先ほどの議案第 2 号の利用集積計画で、鳥取県農業農村担い手育成機構へ集積された農用地 276, 239. 39 m²を借受け希望のありました 4 法人へそれぞれ、119, 822 m²、102, 252. 34 m²、1, 046 m²、25, 577 m²、4 名の担い手へそれぞれ 14, 767. 05 m²、3, 820 m²、5, 907 m²、3, 048 m²配分するものです。

議長（会長） この件につきまして意見質問はありませんか。

委員一同 （質疑なし）

議長（会長） 無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同 （異議なし）

議長（会長） 異議なしということで、整理番号 103-1 から 177-75 については、申請どおり決定いたします。

以上で日程第 5 議案第 3 号 農用地利用配分計画案について審議を終了いたします。

続きまして日程第 6 議案第 4 号 平成 29 年度農作業標準賃金の決定について審議をいたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 4 号 平成 29 年度農作業標準賃金の決定について説明をします。

3 月 2 日に農作業標準賃金検討会を開催いたしました。

農業委員会からは、田中喜一郎職務代理、田中洋司職務代理、岡田農政部長が出席し、農協各支店長、認定農業者、農業法人の方等で検討していただきました。事務局からは私と田淵が出席しました。

今年度、鳥取県の最低賃金が 693 円/時間から 715 円/時間に引き上げられ、一昨年と比べて額、率ともに幅が広がったことから、据置が続いているが最低賃金が上がっていることをどこかに盛り込むべきではないかとの意見がありました。それを踏まえて最低賃金の引き上げ率が 3. 17%なので一般労務費の上限額 6, 800 円を 3. 17%引き上げ 7, 000 円に変更しました。

その他については、1 円単位で上下することは指標に使用されている方々を混乱させることになるので据置としています。若干訂正しているところとしまして、一般労務費の摘要欄の時間単価については、750 円～850 円としておりますが、750 円～875 円が正しいので修正を

お願いします。また検討会ではこの時間単価の記載がありませんでしたが、時間で計算される方もいらっしゃると思いますのでこの記載を入れるということで提案させていただきたいと思います。

果樹関係につきましては、農協の果実部会で検討され3月17日には決定の予定です。今回決定になったものは、3月末発行の広報4月号と一緒に全戸配布するとともに、ホームページにも掲載する予定です。

議長（会長）

このことにつきまして質問・意見等はありませんか。

澤田委員

畦草刈りの1時間当たり単価については、ずいぶん差があります。300円以上の幅は大きいのではないのでしょうか。この辺をもう少し考えてはどうでしょう。

有岡委員

昨年、他市町の額の間を基準に前後10%で設定したから幅があるのです。

澤田委員

時間当たり1,530円はなかなかないと思います。

事務局

これは、あくまでも基準ですので参考にさせていただくというものです。検討会では昨年と同じにということになっています。

横山委員

草も色々あるので、幅があった方がよいのではないのでしょうか。

山崎委員

山間部などで高低差が5m~6mもある所を長時間はできません。このくらいでいいのではないのでしょうか。

議長（会長）

その他質問・意見等ありますでしょうか。

委員一同

（質疑なし）

議長（会長）

提案どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同

（異議なし）

議長（会長）

異議なしということで、案通り決定といたします。
以上で日程第6 議案第4号平成29年度農作業標準賃金表について審議を終了いたします。

続きまして日程第7 その他について事務局よりお願いします。

事務局

●農業委員・農地利用最適化推進委員選任進捗状況について

次回委員会は、4月10日（月）午後1時30分から船岡庁舎 第2.
第3会議室で行います。
以上です。

議長（会長）

その他、委員の皆様から何かありますでしょうか。

委員一同

（なし）

議長（会長）

無いようですので、以上で第12回農業委員会を終了します。

終了（14時20分）